

新座市職員の公益的法人等への派遣に関する条例に基づき社会福祉法人新座市社会福祉協議会に派遣される職員の給与その他の勤務条件等に係る処遇の特例に関する規程

新座市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成13年新座市条例第33号）に基づき、社会福祉法人新座市社会福祉協議会に派遣される職員の給与その他の勤務条件等に係る処遇については、他の規程の定めにかかわらず、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項に規定する新座市と社会福祉法人新座市社会福祉協議会との間の取決めによる。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。